

取扱説明書

《特記事項》

- (1) 冬期間、駐車場入口、通路を含め一切除雪が入らないことを乙は、了承するものとし、使用開始前の駐車区画の除雪についても乙にて行うものとする。
- (2) 契約区画使用開始前の区画内の草刈り及び除雪は借主にて実施する。
- (3) 駐車場内の事故、盗難、器物破損等については賃貸人及び管理会社に責任はない。
- (4) 契約区画が無断駐車並びに迷惑行為によって使用できない場合の代替駐車場の使用料金の補償、賃料の減額等、損害の賠償は、賃貸人及び管理会社は行わない。
- (5) 指定の雪堆積場がある駐車場については、指定の雪堆積場以外への排雪は禁止とする。
- (6) 市の除排雪又はパートナーシップ除排雪等の除排雪作業の実施時、乙は実施の妨げにならないように管理者の指示に従うものとする。
- (7) 本駐車場内にスコップ・スノーダンプ・タイヤ・自転車等の契約車両以外の保管は禁止とする、尚、貸主は禁止された保管物が飛散、破損した場合の損害賠償責任を負わない。
- (8) 5、10 番は冬期雪捨て場区画の為、4 月 1 日～同年 11 月 30 日迄の期間限定契約とし、期間内解約違約金は発生しないこととする。尚、契約期間の延長・更新は無いものとする。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

以上

